

ポジティブリスト制度導入の これまでとこれから

2006年5月23日
北九州市消費者団体連絡会
江口瑞枝

北九州市消費者団体連絡会とは？ (北九州市消団連)

- 1979年7月設立
- 暮らしと健康を守ることを目的に、北九州市内の13の団体が集まった市民連絡会組織

ポジティブリスト制度導入に向けたこれまで

- 1995年食品衛生法改正時からスタート
- 約10年間のとりくみにより、今年5月制度が導入

全国消団連

- 1995年の食品衛生法改正時の要望項目についての8項目要求

残留農薬を取り締まる根拠を法に明文化し、併せて農薬の残留する食品について原則流通禁止し、国が設定した残留農薬基準に適合したもののみ流通を認めるようにすること

→ポジティブリスト制度導入を要望



「私たち安心して食べたい!」

「安心して食べたい!」これは私たちの共通の願いです。でも、実際に新しい食品や食品添加物、既製食品などの食品物、ダイオキシン類や農薬、遺伝子組み換え食品など、「安心が第一」なのが現状。今日、食品の生産や流通は、全世界にまたがり、国境や国境も関係なくあり、もはや個人の努力や意識だけでは、食品の安全性を確保することは困難になってきています。そこで私たちは、「食品の安全を確保するための国際的な取り組み」を始めていくため、国と市民に対して、食品の安全行政の充実強化を求める請願書活動も展開しています。



そのためには

「食品の安全性を確保するための社会的なしくみ」を強めることが必要です!

【請願署名】は、2001年の通常国会と2001年2月の市議会に提出されます!

私たち市民や関係者も国会や市議会に対して訴へることを目標として、その間に待つ期間に活動の中心を活動に据えます。署名は、この期間にどれだけ集められるかによって決まるといえます。請願書は、それらの請願書と併せて、国会や市議会に提出され、採決の場面に立つて、必要な措置が期待されます。

国に対して求めること

①「食品の安全性の確保」を目的とした法律に!

食品添加物は、種類も数も増えてきています。また、食品添加物の種類も増えています。食品添加物の種類が増えるにつれて、健康被害のリスクも高まっています。また、食品添加物の種類が増えるにつれて、健康被害のリスクも高まっています。また、食品添加物の種類が増えるにつれて、健康被害のリスクも高まっています。

②天然添加物も合成添加物と同様に安全性の審査を!

多くの天然食品添加物が、食品添加物として扱われています。天然食品添加物の安全性の審査も、合成食品添加物の安全性の審査と同様に厳格に行う必要があります。

③「みんなにわかる・消費者も参加できる食品安全行政」を!

食品安全行政は、行政が主体となって進められていますが、市民も積極的に参加できるようにする必要があります。

④農薬・動物用医薬品について、「食品への残留」の観点から規制の強化を!

農薬や動物用医薬品の食品への残留は、健康被害のリスクを高めます。食品への残留を厳格に規制する必要があります。

⑤もっと「選ぶための表示」が充実するようなくみに!

食品の表示は、消費者が食品を選ぶための重要な情報源です。表示の充実を促す必要があります。

⑥問題が起こる前から対応を準備すること、日常的な食品のチェックを強めること!

食品の問題は、問題が起こってから対応するのではなく、日常的に食品のチェックを強める必要があります。

北九州市に対して求めること

①食品の安全に関する総合的な基本方針の確立を!

食品の安全行政は、生産・加工・流通・消費の過程を総合的に管理する必要があります。総合的な基本方針の確立が必要です。

②検査・監視・指導・研究の体制強化を!

食品の安全を確保するためには、検査・監視・指導・研究の体制を強化する必要があります。

③「食の安全」をテーマにした市民参加型イベントの開催を!

「食の安全」をテーマにした市民参加型イベントを開催し、市民の関心を喚起する必要があります。

④食品安全懇話会(食安)の設置を!

食品の安全をめぐっての議論は、専門家だけでなく、市民の参加も必要です。食品安全懇話会(食安)の設置が必要です。

⑤わかりやすい形で情報提供を!

食品の安全に関する情報は、わかりやすい形で提供する必要があります。

⑥必要予算措置を!

食品の安全を確保するためには、必要予算措置が必要です。

北九州市消費者団体連絡会



北九州市議会へ請願書を提出 (2001年2月)



学習用の紙芝居

- 北九州市議会請願
約6万8千筆集約
2001年4月継続審議
- 国会請願(生協のとりくみに連携)
福岡県で29万筆、
全国で約1,372万筆集約
2001年12月衆参両院で採択
→2003年食品衛生法の抜本改正

ポジティブリスト制度ですすむこと

- これまで規制の網にかからなかった部分を全てカバーする
- 輸入される食品に残留する可能性のある農薬等を迅速にリスク評価し、基準値策定が可能
- 対象は加工食品を含む全ての食品
- 関連して飼料中の残留農薬基準や動物用医薬品の使用規制についても整備された

ポジティブリスト制度で不安なこと

- 一律基準0.01ppm
- ドリフト問題
→健康リスクがないのに流通禁止・廃棄

まとめとこれから

- ポジティブリスト制度は消費者・組合員からの要求で成立した制度
- これまでの規制から大きく前進
- 生産から消費までのとぎれのない対応の重要性
- 科学的な情報による基準の見直しの必要性
- 地方自治体におけるポジティブリスト制導入に係る監視・指導計画の策定への関与の必要性
- リスクコミュニケーション